

事業主・社会保険労務士の皆さまへ

繁忙期における（4月～5月） 雇用保険関係手続きについて

例年4月から5月にかけて雇用保険の各種届出が大幅に増加する時期です。

雇用保険関係手続き（電子申請を含む）の迅速な処理のため、皆様方のご理解・ご協力をお願いします。

離職票の発行手続きを最優先として行います

ハローワークでは、雇用保険受給手続きに必要な離職票の発行手続きを最優先で行っているため、資格取得届等の処理に大変お時間がかかる場合があります。

また、前事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合等には資格取得届の処理に特にお時間を要しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

郵送での申請は、大変お時間をいただく場合があります

郵送で申請する場合には、通常時でも手続きにおおむね2～3週間程度をいただいておりますが繁忙期には更にお時間を要することが予想されます。お急ぎの場合は、窓口又は電子での申請をおすすめします。

お電話によるご連絡は大変つながりにくくなっております

毎年4月から5月にかけて、お電話が大変つながりにくい状況となっております。ご利用の皆様にはご迷惑をおかけし申し訳ございません。

この時期は特に膨大な量の書類を取り扱っていることから、進捗状況等のご確認については緊急の場合を除き、極力お控えください。

届出に便利な電子申請をご利用ください。

○電子申請をする3つのメリット

- ① 24時間・365日、申請できます。
- ② 個人情報漏洩のリスクがありません。
- ③ 時間と費用を削減できます。

来所による届出・申請の受付時間 8：30～16：00

繁忙期中は窓口が大変混雑することが予想されます。

お時間に十分余裕をもって早めのご来所をお願いします。ご理解ご協力をお願いします。

千葉労働局 ハローワーク